

第34回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月27日(月)午後2時00分から午後3時8分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室3-AB

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(1名) 11番 蛭原 一治

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について
第2号 令和2年度十勝農業委員会連合会通常総会について
第3号 農地所有適格法人報告書の受理について
第4号 農地法第4条の規定による許可について
第5号 農地法第5条の規定による許可について
第6号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
第7号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

- 6 事務局長 川瀬 康彦
- 忠類支局長 高橋 宏邦
- 農地振興係長 岩岡 夢貴
- 忠類支局農地振興係長 広田 瑞恵
- 農地振興係主査 菅原美栄子

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第34回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に21番 澤邊委員、22番 松本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>会議規則第4条の規定により、11番 蛭原委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定により、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和2年4月1日付けの人事異動でございます。</p> <p>農業委員会事務局長 廣瀬紀幸が出納室会計課長へ、忠類総合支所経済建設課産業振興係長と併任でありました忠類支局農地振興係長 鈴木亮二が建設部都市計画課計画係長へ異動となっております。</p> <p>後任といたしまして、農業委員会事務局長に企画総務部参事 川瀬康彦が、忠類支局農地振興係長に忠類総合支所経済建設課産業振興係長と併任として、企画総務部総務課総務係長 広田瑞恵が着任しております。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から4月1日付けの人事異動について報告がありました。ここで職員の紹介をいたします。事務局お願いいたします。</p>

事務局長	<p>それでは、新たに着任いたしました職員を紹介させていただきます。 最初に本局から紹介させていただきます。 事務局長 川瀬康彦です。4月1日に辞令を拝命いたしました。皆様には忠類支局時代に大変お世話になったところであります。ありがとうございました。今後、委員皆様と再び仕事ができること、そして幕別町の農業に携われたことを感謝しながら、また、喜びを感じながら、自分の使命と思い、これから誠心誠意事務に努めてまいりたいと思います。どうかよろしく願います。</p>
支局長	<p>次に忠類支局職員の紹介をさせていただきます。 忠類総合支所経済建設課産業振興係長と併任となります、忠類支局農地振興係 広田係長です。</p>
広田	<p>今度は忠類支局ということで皆様にお世話になることになりました、広田瑞恵です。どうぞよろしく願います。</p>
事務局長	<p>今後ともよろしく願います。</p>

議長	<p>次に、報告第2号「令和2年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。 私の方から報告させていただきます。</p> <p>報告第2号資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、今般の国内、道内におけます新型コロナウイルスの感染防止対策に伴いまして、今月17日に開催予定でありました、「令和2年度十勝農業委員会連合会通常総会」は、会長等の方の参集を取り止め、書面会議へと変更になり、また、同日、開催を予定しておりました北海道農業会議主催の「令和2年度地区別農業委員会会長・事務局長会議」は、開催中止となりましたことをご報告いたします。</p> <p>この資料にありますとおり、十勝農業委員会連合会通常総会の書面会議に伴います議案審議につきましては、報告第1号「令和元年度事業報告」から議案第4号「北海道農業会議等の役員選出」までの報告3件と議案4件となっており、管内の各農業委員会会長が十勝農業委員会連合会会長に対して議決書を提出した結果、今月17日をもって、全案件について承認並びに決定がなされたところでもあります。</p> <p>毎年、皆様にご報告しております「令和2年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金」についてであります。本町は耕地面積割、経営体割合わせて、前年度と同額の261,000円となっております。</p> <p>議案第4号の役員選出についてであります。北海道農業会議理事は、現理事である帯広市の中谷会長を、また、北海道農業者年金協議会理事は、十勝農業委員会連合会の慣例に基づきまして、現理事である池田町の金川会長と芽室町の島部会長の2名を選出したところであります。</p> <p>なお、例年でありまして、5月下旬、若しくは6月初旬に、東京で全国農業委員会会長大会が開催されるとともに、北海道選出国會議員に対しまして要請活動を行っておりますが、今年は、「新型コロナウイルス感染防止対策」に伴いまして、会議及び要請活動ともに中止となったところであります。</p>
----	---

議長

次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局から報告第5号1番、2番の説明をいたします。

事務局

報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書3ページの2月26日第32回総会及び3月27日第33回総会で審議された2件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、記載のとおり条件を付し、令和2年3月27日及び4月24日付けで許可をしております。

以上で報告を終わります。

議長

報告第5号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第5号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第6号1番から6番の説明をいたします。

事務局

報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。

案件は議案書4ページから5ページの、今月15日から17日に町公社が利用調整を行った6件であります。内容につきましては記載のとおりです。

以上で報告を終わります。

議長

報告第6号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第6号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第7号「農家台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。

事務局から報告第7号1番の説明をいたします。

事務局

報告第7号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に

係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。案件は議案書6ページの1件でございます。

今月17日の現地調査で現況について、記載のとおり確認いたしました。
以上で報告を終わります。

議長

報告第7号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第7号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から17番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から17番について議案書をもとに朗読】

なお、3番から8番は借換え、11番から14番は耕作地の返還、それ以外は利用調整のため解約するものです。

以上17件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番から17番は原案のとおり可決されました。

議長

議案第1号18番につきましては、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(10番 深松委員退席)

議長 それでは、議案第1号18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号18番について議案書をもとに朗読】

この案件は借換えのため解約するものです。
この件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされて
おりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号18番について、原案のと
おり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第1号18番は原案のとおり可決されました。

(10番 深松委員 着席)

議長 次に、議案第1号19番から22番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号19番から20番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は利用調整のため解約するものです。

【議案第1号21番から22番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、新たに賃貸借の手続きを行うために解約するものです。
以上4件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ
ておりますので、賃貸借の解約が成立するものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号19番から22番について、
原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第1号19番から22番は原案のとおり可決され
ました。

議長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号3番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番から8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件は、営農再開による前耕作者からの借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号3番から8番は原案のとおり可決されました。

議長

議案第2号9番、10番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(8番 橋本委員 退席)

議長

それでは、議案第2号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は橋本委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号9番、10番は原案のとおり可決されました。

(8番 橋本委員 着席)

議長 次に、議案第2号11番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号11番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページから7ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番から14番は原案のとおり可決されました。

ここで5分間の休憩を入れ、暫時休憩します。

(午後2時29分から午後2時34分まで休憩)

議長 それでは会議を再開いたします。

次に、議案第2号15番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番から18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページから9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号15番から18番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号19番、20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明します。これら案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番、20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号19番、20番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号21番から23番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号21番から23番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページから12ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。21番から22番の案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。

また、23番の案件は今年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番から23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号21番から23番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号24番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号24番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の設定については問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号24番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号25番、26番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号25番、26番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号25番、26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号25番、26番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号27番、28番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号27番、28番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。これらの案件は今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号27番、28番について、原

案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号27番、28番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号29番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号29番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は今年17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号29番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号29番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号30番、31番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号30番、31番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページ下段から16ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、平成29年7月及び8月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号30番、31番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号30番、31番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号32番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号32番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件につきましては、北海道農業開発公社から[]に所有権を移転する案件でございます。これは平成25年8月に利用調整をおこなった案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第2号32番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番から3番について、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(10番 深松委員 退席)

議長 それでは、議案第3号1番から3番を事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番から3番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は深松委員ですが議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

1番の案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借。2番から3番の案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番から3番は原案のとおり可決されました。

(10番 深松委員 着席)

議長 次に、議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番

1 番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 4 番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号 5 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 5 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5 番

5 番説明いたします。この案件は、借主の経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 5 番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号 6 番につきましては、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(10 番 深松委員 退席)

議長

それでは、議案第 3 号 6 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は深松委員ですが議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

この案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。

(10番 深松委員 着席)

議長

次に、議案第3号7番につきましては、齊藤一男委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(6番 齊藤委員 退席)

議長

それでは、議案第3号7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は齊藤委員であります。議事参与の制限に該当いたしますことから、私から説明いたします。

今月17日に、菅野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひ
します。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について、原案のと
おり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。

(6番 齊藤委員 着席)

議長

次に、議案第3号8番から10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号8番から10番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書8ページから10ページに記載されておりますと
おり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考
えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。今月17日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査
を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきま
しては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番から10番について、
原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号8番から10番は原案のとおり可決され
ました。

次に、議案第3号11番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条

第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は本月17日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号11番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号12番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は本月17日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と

いたします。

議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取し、たく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地及び甲種農地であります。農用地及び甲種農地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は今日17日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。
議案第5号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番	17番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に森委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これもちまして、第34回農業委員会総会を閉会します。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。